

令和7年度 第2回小矢部市特別職報酬等審議会会議録（要旨）

- 1 日 時 令和8年2月16日（月） 午後1時30分～午後2時50分
- 2 場 所 小矢部市役所 第二委員会室
- 3 出席者 《審議会委員》
谷崎会長、府録委員（会長職務代理者）、大庭委員、廣岡委員、
舟本委員
※黒田委員、前田委員は欠席
《事務局》
橋本総務部長、高田総務課長、高山課長補佐、細川課長補佐、
福永主査
《市議会》
吉田議長
山室議会改革特別委員会委員長

4 会議公開の状況 公開

5 次第及び審議内容

- (1) 第1回審議会議事録（要旨）の確認【修正箇所なし】
- (2) 議事
- ア 諮問事項の意見交換
 - イ 議員報酬の見直しに対する議会の考え方について
 - ウ 意見集約

6 意見交換等の概要

- (1) 議員報酬の見直しに対する議会の考え方について
＜議会からの説明＞

（山室議会改革特別委員会委員長）

- ・昭和37年（市制施行時）の市議会議員選挙の投票率は95.6%、平成26年は無投票。平成30年は70.39%で、そこから令和4年は63.95%と、投票率が約1割低下している。投票率の低下により、議会に市民の声が届いていないのではないかと危機感を感じている。
- ・市民の声を聞く取組として議会報告会を開催している。従来は議会で審議した内容を一方的に報告する場であったが、平成30年の議会報告会からは参加者の意見を聞く、双方向の形に変えた。令和4年からはワークショップ形式として、市の課題について全ての参加者が議員と意見交換できる形に変えてきた。

- ・市民に議会活動を知ってもらうため、議会だよりを年4回発行している。
「OYABE VOICE」とタイトルを改め、特集ページとして市民から直接話を聞き、掲載する取組を行うとともに議員活動につなげている。
- ・議員活動は、市議会（年4回の定例会や臨時会）への出席だけと思われることが多いが、一部事務組合議会や審議会、議員連盟、期成同盟会への出席、地域での課題調査活動などがある。会議や集まりなどに出席し、市民から様々な意見を収集している。
- ・議員定数に関しては、昨年7月に「市議会市民フォーラム」を開催し、議員定数や議員報酬に関する基調講演、そしてパネルディスカッションにより市民の意見収集を行った。常任委員会で議論できる人数は、少なくとも正副委員長を含んで7～8人必要との話もあり、こうした意見も踏まえ、議会改革特別委員会で取りまとめ、議長に対し、議員定数は14人として答申した。
- ・議員報酬については、現在の月額36万円から物価スライドを1.1と加味し、これに社会保険料41,500円を合計して、月額43万円が適当ではないかと議会改革特別委員会で結論を出し、議長に対し、答申したものである。

（吉田議長）

- ・議会改革特別委員会に対し、今後の議員定数と議員報酬について諮問したところ、議会改革特別委員会から、議員定数14人、議員報酬は月額43万円とする答申があった。答申では月額7万円の増額であったが、議長のほうで月額5万円の増額へと変更して市長に申入れをした。その背景としては、現在、小矢部市庁舎の建設や学校給食センターなどの大型事業を計画しており、厳しい財政状況が続くものと認識すべきであること、また、近隣市の状況や、現行の16人の議員報酬総額を上回らない範囲に抑えるべきと考え、議員として自制的に判断することの理解を求めた結果である。

また、議員としての活動の面においてですが、議員の活動日数を年間集計すると、登庁日数が144日、公務件数が153件。これ以外に、先ほど説明のあった一部事務組合などや地元での議員活動が加わることになる。議員としてより多くの情報を市民に伝えたいし、市民の様々な思いを集めて議員活動に活かしたいと考えることから、多くの時間を費やすことになる。

- ・小矢部市議会は、議会基本条例を持っており、常に議会の目指すべき姿「一人ひとりの議員の資質が高く、政策提言力のある議会」、「住民の多様性を反映できる、多様性のある議会」、「開かれた議会であり、市民が参加できる議会」を念頭に、議員一人ひとりが頑張っている。
- ・議会だよりは、以前は議会事務局の職員に任せる形で発行していた。「OYABE VOICE」という形に改めてから、議員自らが取材・編集し、市内の高校等への配付に至るまで関わっている。広報広聴機能の充実はとても大事である。
- ・政務活動費については、令和6年度の執行率が89.6%という状況。執行率が高まる背景があれば、「政務活動費の増額を」という考えに至るが、議員個人のそれぞれの活動にばらつきがある。

- ・議員定数の考え方については、先ほどの説明にもあったように、委員会という形で様々な議論をするときには7～8人がちょうどよい人数だと考える。2つの常任委員会がある状況を踏まえると、議員数は14人が最小限と考える。

<議会からの説明に対する質疑応答>

- (委員) 議長・副議長以外の議員は月に何日登庁しているのか。
- (議会) 提出した資料の年間公務件数153件は、中堅議員(7年目程度)の件数となっている。2期目以降は活動量が増える。正副委員長を任されることもあり、委員会の事前打ち合わせなどで登庁回数が増える。
- (委員) 議員定数は12人程度でもよかったのではないか。
- (議会) 多様な意見を得るには一定数の人数が必要と考えるところであり、委員会に最低でも7人は必要。
- (委員) 以前は複数会場で議会報告会を行っていたが、令和4年以降、1箇所での開催となっている理由は何か。参加人数を見ると市民の意見を網羅されているとは思えないが。
- (議会) 以前は中学校の校区単位で実施していたが、コロナ禍もあって会場数を減らすこととなった。広報やインターネット等、各種団体に声掛けして参加者を募っている。高校や商工会に出向いて、様々なテーマで議論する活動も2年前から行っている。
- (委員) 後援会組織の運営費や選挙費用など、議員が負担することはあるのか。
- (議会) 後援会活動の収支報告書は法律で提出が義務付けられている。また、選挙の経費は法律で定められた範囲で公費の負担もある。国会議員や県議会議員に比べると動く金額が少ない。
- (委員) 議会のYouTube配信を行っているが、視聴者からコメントや意見が寄せられることはあるか。どのように対応しているか。
- (議会) 議会事務局に意見が寄せられることはある。要望書として受けることも多々あり、丁寧に対応させていただいている。
- (委員) 議員定数の削減は人口減少の状況から理解できるが、議員報酬の増額とセットというのは市民の理解を得られにくいと思う。今まで以上に議会や議員の活動をレベルアップすることについて新しい提案はあるのか。
- (議会) 現状、議員としての活動量が増えている実態がある。議会改革特別委員会から月額7万円の増額の答申に対し、市の財政状況から市民の理解は得られないと判断した。議員定数を減らした分、議員報酬を引き上げたという意図はない。本日の審議会の結果や委員意見については、議員にも伝えたい。

(2) 意見集約

(事務局：これまでの意見整理)

- ・第1回、第2回の審議会を通じて、議員報酬の引き上げに関して、強い反対意

見はなく、概ね了承されているように思う。

- ・一方で、「議員の活動が見えない」、「議会の活動量が見える化してほしい」、「議会での質問が少ないのではないか」との意見があった。また、今後の議会や議員の活動のレベルアップへの期待に関する意見もあった。

(委員による意見交換)

- ・30年間、議員報酬が変わっていないことに疑問を感じた。「失われた30年」というのも記憶にある。それも踏まえると1割程度の増額は妥当ではないか。ただし、具体的な活動内容を明確にしたほうがよい。
- ・原案どおりでよいと考えるが、市民が納得する答えが必要である。
- ・月額5万円という額は妥当だが、議員報酬が増えたからといって議員のなり手が増えるとは思わない。
- ・これからの取組や活動の見える化といった条件付きであれば、議員報酬を引き上げることに對しても市民の理解を得られるのではないか。
- ・生活のための最低限の額は必要。委員の意見として「活動が見えない」という部分が際立っているように感じた。
- ・議員定数について、もう少し削減してもよかったのではないか。
- ・議員活動の補助金として政務活動費がある。政務活動費であれば議員の活動状況も見える。月額5万円を、議員報酬と政務活動費に配分する考え方もある。
- ・今回の諮問は議員報酬についてであるが、政務活動費に言及してもよいのか。
(事務局：議員報酬についての諮問であるため、基本的には議員報酬について答申する形になる。ただ、第1回、第2回の審議会を通じて、議会活動や議員活動の見える化や、議員定数についての意見が多いため、審議会としての考えを付記することも考えられる。)
- ・政務活動費については、議会で判断いただければよいのではないか。
- ・議員報酬を引き上げることには賛成。政務活動費については、今回は別の話として考えたほうがよいと考える。
- ・議員報酬の引き上げには反対ではないが、市民感覚的に了承を得られる形にするべき。そのためには、議員定数の問題や議員活動の見える化、議員からのアピールが必要。

(答申の方向性について確認 出席委員了承)

- ・議員報酬の引き上げについては諮問書のとおりとする。
(議長5万円増、副議長5万円増、議員5万円増)
- ・施行日については諮問書のとおりとする。
(議員定数見直し後の議員の任期開始日である令和8年9月2日施行)
- ・答申(案)は、次回の審議会において素案を確認いただく。